

令和2年6月17日
庶務課

新型コロナウイルス感染症にかかる区立学校園の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に鑑み、江東区教育委員会事務局では区立学校園の臨時休業及び再開について、以下のとおり適宜各学校園への通知及び保護者あての周知を図っている。

通知日等	通知内容				通知等に至った背景
	学校園の臨時休業	入学式・始業式	登校日	児童の居場所確保	
第七報 4月3日 (金)	4月6日 (月) ～ 5月6日 (水)	感染リスクに配慮して実施	週1日 給食あり	保護者が就労等により養育が困難な場合に限り、区立幼稚園、江東きつずクラブ、特別支援学級で受入れ	4/1の東京都教育委員会において都立学校が5/6まで臨時休業となることが決定
区HP等 4月5日 (日)	↓	入学(園)式 小：4/6 実施 中：4/7 〃 幼：4/8 〃 始業式：延期	中止	↓	新型コロナウイルス感染症の東京都内での発生が増加
第八報 4月6日 (月)	↓	入学(園)式 小：実施済み 中：中止 幼： 〃	↓	↓	4/6の江東区危機管理対策本部会議を踏まえ決定
第九報 4月24日 (金)	～ 5月8日 (金)	↓	↓	↓	4/23に5/7、8の都立学校休校を決定
第十報 4月30日 (木)	～ 5月31日 (日)	↓	↓	↓	東京都における新型コロナウイルスの感染拡大の状況に鑑み決定 ※その後、国の緊急事態宣言が5/31まで延長され、都もその間の都立学校の臨時休業を決定

※「↓」はその時点において対応方針に変化がないことを表す

(次頁に続く)

通知日等	通知内容		通知等に至った背景
	学校園の再開等	児童の居場所確保	
第十一報 5月22日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ● 6月1日(月)～12日(金)まで分散登校を実施(給食なし) ● 夏季休業日間の決定 小、中：8月8日(土)～24日(月) 幼：8月1日(土)～28日(金) 	↓	5/22の江東区新型コロナウイルス対策本部会議を踏まえ決定
第十二報 6月2日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ● 6月15日(月)～26日(金)まで分散登校を継続(給食あり) 	↓	6月中の学校運営等について教育委員会事務局で決定

江東区立学校（園）長 各位

江東区教育委員会事務局次長
武越 信昭

6 月 15 日以降の学校運営等について（通知）

（新型コロナウイルス感染症にかかる区立学校園の対応について（第十二報））

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、6 月 12 日（金）までの分散登校（園）を決定しているところですが、6 月 15 日（月）以降の教育活動について下記のとおりといたしますので、各位に通知します。

各校園におかれましては、幼児・児童・生徒と保護者ならびに教職員に周知するとともに、感染症予防対策に万全を尽くすようお願いいたします。

なお、6 月 29 日（月）以降の取り扱いについては別途通知します。

記

1 分散登校（園）の継続について

幼稚園及び小中学校等は、令和 2 年 6 月 15 日（月）～26 日（金）は分散登校（園）を継続する。詳細についてはガイドラインを参照すること。

2 学校給食について

6 月 15 日（月）から実施する。なお、感染症の拡大防止に十分配慮しながら給食を再開していくため、段階的な対応を行う。

- 6 月 15 日～19 日：牛乳、主食 1 皿で構成する「ヒトサラ給食」の提供
 - 6 月 22 日～26 日：牛乳、主食＋主菜の 2 皿で構成する「フタサラ給食」の提供
- 詳細については別途通知する。

3 児童等の学校活動時間以外における居場所の確保について

分散登校（園）期間中においても、児童等は自宅での生活を基本とし、第十一報の取り扱いを継続する。

4 その他

- (1) 別紙「保護者あて文書」および一斉メール等により、6 月 3 日（水）午前 9 時より午後 4 時までに保護者等へ周知するとともに、各学校（園）のホームページに掲載すること。
- (2) 学校施設開放および部活動については、6 月 28 日（日）まで中止とする。29 日（月）以降の取り扱いについては、担当課より別途通知する。